

○諫早市職員のハラスメントの防止等に関する規程

平成29年11月1日

訓令第4号

改正 令和3年12月20日訓令第5号

改正 令和5年7月25日訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、すべての職員が個人として尊重され、快適に働くことができる職場環境を確保することにより、職員の利益の保護及び公務能率の向上を目的として、ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント及びその他のハラスメントの総称をいう。以下同じ。）の防止及び排除のための措置並びにハラスメント及びハラスメントに起因する問題が生じた場合に適切に対応するための措置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) セクシュアル・ハラスメント 職員及び業務遂行に伴う関係者（以下「職員等」という。）の意に反する性的な言動（性別により役割を分担すべきとする意識又は性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）により当該職員等を不快にさせることをいう。
- (2) パワー・ハラスメント 職務上の地位や人間関係などの職場内外の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、人格と尊厳を侵害する言動を行い、精神的・身体的苦痛を与え、又は職場環境を悪化させることをいう。
- (3) 妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメント 職員が妊娠し、出産したこと若しくは不妊治療を受けること又は妊娠、出産、不妊治療、育児若しくは介護に関する制度又は措置の利用に関する言動により当該職員の職場環境が害されること

をいう。

- (4) その他のハラスメント 前3号に掲げるもののほか、誹謗、中傷又は風説の流布等の言動により職員の人権と尊厳を侵害し職場環境を悪化させることをいう。

(令3訓令5・一部改正)

(市長の責務)

第3条 市長は、ハラスメントの防止及び排除のために職員が認識すべき事項並びにハラスメント及びハラスメントに起因する問題が生じた場合において職員に望まれる対応等について指針を定めるものとする。

2 市長は、職員に対し、前項の指針の周知徹底を図らなければならない。

3 市長は、ハラスメントの防止等を図るため、職員に対し、必要な研修等を実施するように努めなければならない。

4 市長は、職員からのハラスメントに関して職員等が行うハラスメントに関する苦情の申出及び相談（以下「苦情相談」という。）その他ハラスメントに対する職員等の対応に起因して当該職員等が不利益な取扱いを受けることのないよう留意しなければならない。

(職員の責務)

第4条 職員は、ハラスメントをなくすためにお互いの人格を尊重し、お互いが大切なパートナーであるとの意識のもと、前条第1項の指針の定めるところに従い、職務を遂行しなければならない。

(所属長の責務)

第5条 所属長は、職員がその能率を十分に発揮できるような勤務環境を確保するため、日常の執務を通じた指導等によりハラスメントの防止及び排除に努めるとともに、ハラスメント又はハラスメントに起因する問題が生じた場合においては、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(苦情相談員)

第6条 職員からのハラスメントに関する職員等からの苦情相談に対応するため、苦情相談を受ける職員（以下「相談員」という。）を置く。

2 相談員は、職員のうちから市長が任命する。

(苦情相談への対応)

第7条 相談員は、苦情相談への対応にあたっては、苦情相談に係る問題の事実関係の正確な確認及び当該苦情相談に係る当事者に対する助言等により、当該問題を迅速かつ適切に解決するように努めなければならない。

2 相談員は、苦情相談を受けたときは、別に定める苦情相談整理簿により、その内容を記録し、当該苦情相談を行った職員の承諾を得たうえで、総務部職員課長（以下「職員課長」という。）に報告するものとする。

3 職員等は、相談員のほか、総務部職員課職員（以下「職員課職員」という。）に対しても苦情相談を行うことができる。この場合において、職員課職員は、前2項の規定の例により対応するものとする。

4 職員課長は、第2項の規定により報告を受けた場合は、所属長（所属長が苦情相談の当事者である場合は、当該所属長の監督職員）に対し、事案の解決及び適切な再発防止策を講ずるよう求めなければならない。ただし、必要と認めるときは、苦情相談を行った職員等の承諾を得たうえで、次条に規定するハラスメント対策委員会にその処理を依頼することができる。

(ハラスメント対策委員会)

第8条 解決困難な苦情相談に対応し、及びハラスメントの防止策等について検討するため、ハラスメント対策委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) ハラスメントに関する苦情又は相談のうち、前条第4項の

規定により処理を依頼された事案について、その事実関係を調査し、その対応措置を審議し、及び必要な指導助言を行うこと。

(2) 前号に掲げるもののほか、ハラスメントの防止策等に関すること。

3 委員会は、委員長及び委員若干人をもって組織する。

4 委員長は、総務部長とし、委員は職員のうちから市長が任命する。

5 委員長は、委員会を招集し、会務を総理する。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員長の指名する委員のみをもって委員会を招集することができる。

7 委員会は、必要があると認めるときは、関係人の出席を求め、その意見を徴することができる。

8 委員会の庶務は、総務部職員課において処理する。

(対応措置)

第9条 市長は、委員会の意見をもとに必要かつ適切な範囲内で、ハラスメントを行った職員に対し懲戒処分を含む措置を講ずるものとする。

(不利益取扱いの禁止等)

第10条 ハラスメントに関する相談に関与した職員は、当該相談に係る関係者（以下この項において「関係者」という。）のプライバシーの保護を徹底し、相談を行ったこと又は相談内容に関する事実確認に協力したことにより、関係者が不利益な取扱いを受けることがないように留意しなければならない。

2 ハラスメントに関する相談に関与した職員は、ハラスメントに関する相談に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

3 相談者は、ハラスメントに関する相談を行ったことにより、相手方などから日常又は職務遂行上での嫌がらせや不利益を受けたときは、職員課長へ申し出ることができる。

4 第7条第4項の規定は、前項による申出を受けた場合について

準用する。

(委任)

第 1 1 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成 2 9 年 1 1 月 1 日から施行する。

(諫早市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程の廃止)

2 諫早市セクシュアル・ハラスメントの防止等に関する規程（平成 1 7 年訓令第 9 号）は、廃止する。

附 則（令和 3 年訓令第 5 号）

この規程は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年訓令第 8 号）

この規程は、令和 5 年 8 月 1 日から施行する。